

特別会務案内

新法人の規則について(案)

日本天文学会理事会

2013年1月に設立を予定している新法人(公益社団法人日本天文学会)において、新たな定款(2012年3月総会で承認)のもとに整備される細則と内規は、基本的に旧社団法人日本天文学会のを踏襲します。ただし、いくつかの必要な改訂を行う予定ですので、ここではその考え方を説明します。

新定款では、「第68条 本定款の実行に必要な細則は、理事会の審議を経て代議員総会の議決によって別に定める。また必要な内規は理事会の議決によって定める。」と、細則と内規の位置づけが定められています。新法人の細則と内規は下表のような体系となります。移行期の特例として、これらは現定款の定めに従って承認のプロセスを進めます。既に承認済みのものを除く細則は2012年7月14日の評議員会で承認されましたので、2012年9月総会の議案とします。また、同評議員会で承認済みの「日本天文学会天体発見賞内規」以外の内規は、2012年9月の評議員会の議案とする予定です。

細則

代議員選挙施行細則(2012年3月総会で承認)	会費に関する細則
会長・副会長・理事・監事選考細則	役員の報酬および費用に関する細則
日本天文学会委員会等に関する細則	

内規

(移行手続関連)

細則および内規の変更に関する共通内規

(委員会関連)

欧文研究報告編集委員会に関する内規

天文月報編集委員会に関する内規

年会実行委員会に関する内規

天文教育委員会に関する内規

ネットワーク委員会に関する内規

天文教材委員会に関する内規

ジュニアセッション実行委員会に関する内規

男女共同参画委員会に関する内規

衛星設計コンテスト推進委員会に関する内規

(表彰・助成関連)

日本天文学会林忠四郎賞内規

日本天文学会研究奨励賞内規

日本天文学会欧文研究報告論文賞内規

日本天文学会早川幸男基金内規

日本天文学会内地留学奨学金内規

日本天文学会天体発見賞内規(2012年7月14日評議員会で承認)

日本天文学会天文功労賞内規

(その他)

国際会議共同主催に関する内規

規則の体系としての最も大きな変更は、代議員選挙施行細則で定められた選挙管理委員会と推薦委員会を除いた各種委員会を、新たに制定する「日本天文学会委員会等に関する細則」の下に位置づけたことです。従来の規則では、それぞれの委員会設立の時間的経緯に従って細則や内規が作られてきたことを反映して、設置の根拠がばらばらでした。具体的には天体発見賞選考委員会だけが「天体発見賞に関する細則」で定められ、表彰や助成に関するそのほかの選考委員会はそれぞれの内規が設置根拠となっていました。また、PASJや月報の編集委員会、年会実行委員会などの活動を担う委員会は「日本天文学会委員会等に関する共通内規」が設置根拠となっていました。また、この共通内規には委員会に加えて小委員会が定義されていましたが、その「小委員会」の名称が「委員会」となっているなどの不整合がありました。つまり、日本天文学会の重要な活動を担う多くの委員会が、

天体発見賞選考委員会以外はすべて、最も下位の規則である内規によってそれぞれ単独に定義されていました。

今回これを改め、従来の内規の変更を最小限にするという条件の下で、すべての委員会（とそれに対応する賞）の設置根拠を、定款に次ぐレベルの細則（「日本天文学会委員会等に関する細則」）で体系的に定義するようにしました。「天体発見賞に関する細則」が廃止され、「日本天文学会天体発見賞内規」が新たに制定されるのはこのような背景によるもので、賞の内容や選考方法などは従来と同じです。また、各種委員会の名称についても一定の統一感をもたせるよう軽微な変更を加えました。

細則に関しては、評議員制度がなくなり、代議員制度となることに伴い、評議員選挙施行細則と理事長選挙細則が廃止され、代議員選挙施行細則と会長・副会長・理事・監事選考細則が新たに制定されます。また、新定款の下では将来のさまざまな可能性への対応を考えて、常勤の役員を置くことを排除していません。役員の報酬および費用に関する細則は、そのような場合に、仮にいますぐそのような役員を置く予定がなくとも、この細則がないと移行の申請が受理されないという事情により定めたものです。会費に関する細則は、従来のものに、移行に伴い必要となる改定などを加えたものです。

内規に関しては先述したように、新たな体系の下に位置づけるために必要最小限の改定を加えました。ただし、条文の書きぶりには一定の統一感をもたせました。また、上位規則である「日本天文学会委員会等に関する細則」で定められている事柄についても、それぞれの内規の中で再度記述されているものがあります。これは、いちいち細則にまでさかのぼらずとも内規を見るだけで最低限必要な情報が得られるように配慮したためです。「細則および内規の変更に関する共通内規」は、「平成25年1月1日以前に定められている細則および内規について変更のあるものは、定款の改定が適用される平成25年1月1日より適用する。」だけを内容とする移行への対応措置です。